２０１９年４月１０日発行

村尾光子の
下野(しもつけ)市議会報告



（第54号）

連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp

平成31年第１回定例会(2月21日～3月14日)の報告です。

～もくじ～
◆H31年度当初予算…………………… P2
◆H30年度一般会計補正予算…………… 3
◆日本の種子保全施策を求める意見書採択、副市長の選任同意、職員勤務時間等に関する条例改正… 4
◆村尾光子の一般質問…………………… P5
◆公認陸上競技場の種別は何が違うの？… 8
◆イギリススタディツアー報告 Part Ⅲ…… 9
◆行動記録、、お詫びと訂正、お知らせ…… 10

《審議事項》

○諮問(2件)
・人権擁護委員候補者推薦（伊澤淑子氏・黒川栄子氏）

○同意(2件)
・副市長の選任（山中庄一氏）
・教育委員会委員の任命（熊田裕子氏）

○H30年度会計補正予算(5件)
・一般会計　・後期高齢者医療　・公共下水道事業
・仁良川地区区画整理事業

○H30年度会計予算(8会計)
・一般会計　・国民健康保険　・後期高齢者医療
・介護保険　・石橋駅周辺区画整理事業　・仁良川地区区画整理事業　・水道事業　・下水道事業

○条例改正(6件)
・国保税条例　・地域公共交通会議条例　・放課後児童健全育成事業の設備・運営基準条例　・介護保険給付準備基金条例
・市議会議員と市長選挙の選挙運動公費負担に関する条例
・市体育施設条例及び小中学校施設開放条例

○その他(1件)
・市道認定（2路線）

○追加議案(2件)
・職員の休日条例改正
・H30年度一般会計補正予算（第7号）

○発議(1件)
・主要農作物種子法廃止に際し、日本の種子保全の施策を求める意見書　⟹　採択　（全会一致）

■一般質問：会派代表質問3議員、
　　　　　　一般質問8議員　が質しました。

平成31年第2回定例会は5月30日(木)開会予定

皆様、お変わりなくお元気にお過ごしでしょうか。三寒四温のごとく春になり、瞬く間に桜が満開です。温かい外気に触れると、身体も伸びやかになります。
「また頑張ろう！」という気持ちに誘う季節ですね。

3 月に下野市新水道ビジョンが策定されました。今後 10 年間の経営方針を示すものです。この計画では思川開発関連の県南広域的水道整備計画(河川水利用)については含まず、水道料金も現行を維持するとしています。水道事業経営戦略も策定されました。市ホームページで閲覧できます。また、予算情報も今まで以上に充実されました。のぞいてみてください。

《講演会》　　**参加無料**

長期残留神経毒性農薬多用と
種子法廃止の意味するものは？
～生物多様性喪失と人への健康被害, 特に子どもが危ない！～
講師：稲葉光圀さん (NPO法人民間稲作研究所理事長)
４月２１日（日） 13:30～14:30
於 生涯学習情報センター 研修室
《下野市自然に親しむ会 問合せ：岡本 090-8306-4737》

議会報告＆意見交換会



4月28日(日)13:30～15:30
グリーンタウン・コミュニティセンター 第1研修室
議会報告：村尾光子

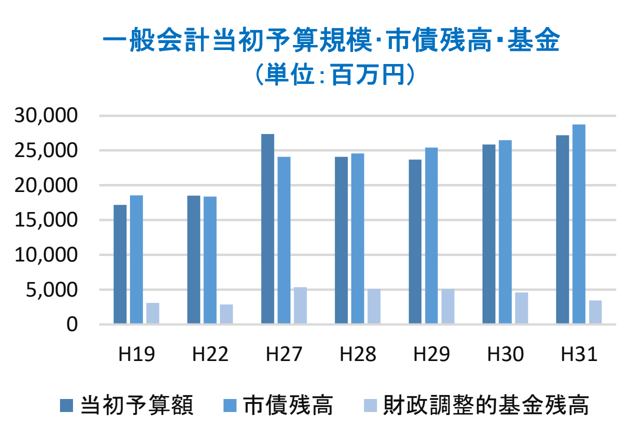


どなたでもお気軽にお出かけください

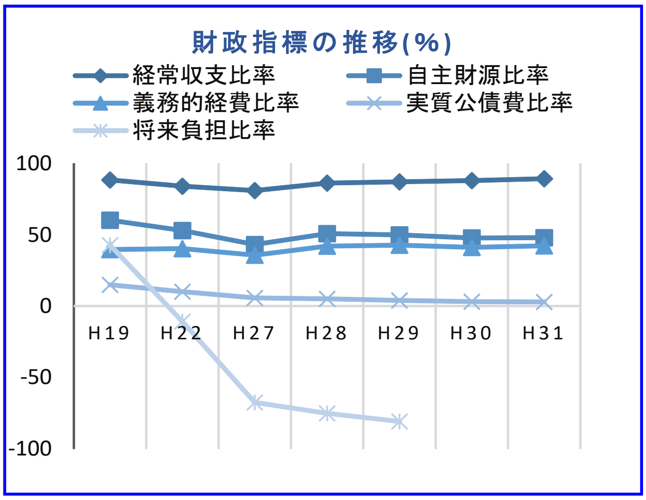
■H31年度　一般会計当初予算額は272億円　—前年度比 5.2 ％の増加、それでも健全財政維持！—

《市長予算編成方針》

H31 年度一般会計当初予算は、「第二次総合計画・前期基本計画」に位置づけた重点プロジェクトの確実な推進と、「ひと・まち・しごと創生総合戦略」に掲げた基本目標に則した地方創生の具現化により、本市の発展基盤を更に強化し、新たなステージを目指す「**下野市ジャンプアップ予算**」として編成した。



※財政調整的基金残高：財政調整基金＋減債基金
※市債残高と基金残高は各年度末残高額(H30 、31 は見込額)



H30 、31 年度は予算段階の見込数値

《ジャンプアップ事業》　(1 万円未満切り捨て)

(新)：H31 年度新規事業、　★：重点プロジェクト事業

(新)こども医療費助成事業(18歳まで拡大)：3580 万円
★(新)産後ケア事業の充実： 316 万円
　産後間もない母子の心身ケアや育児サポート
(新)がん患者用医療用ウィッグ等購入費助成：40 万円
　購入費の 1/2 、上限はウィッグ 3 万円、乳房 左右各 2 万円
(新)口腔がん検診： 6 万円
○石橋中学校大規模改修事業： 15 億 3944 万円
○義務教育学校整備事業： 6 億 4213 万円
　南河内中学校区の小中一貫教育実施のための施設整備
(新)南河内第二中学校区給食室改修事業：1592 万円
　祇園小給食室を増築し、第二中、緑小へ配食する
(新)グリムの館改善保全計画策定業務：499 万円
(新)国分寺運動公園トイレ建築工事：6130 万円
　トイレ 3 棟を改築
○コミュニティFM整備事業：1 億 1973 万円
○市内公共交通運行事業：4092 万円
　デマンドバス、上三川町・壬生町との広域連携バス運行
(新)地域公共交通網形成計画策定事業：896 万円
　広域的な公共交通ネットワークの再構築計画を策定
(新)防災ラジオ購入費：2772 万円
　自治会長、児童・民生委員、80 歳以上高齢者のみ世帯、視覚障がい者に無償貸与、希望者には有償配付
(新)住宅用火災報知器購入費助成：10 万円
★観光プロモーション事業：3338 万円
(新)園芸農業機械購入支援事業補助金：150 万円
○スマートIC整備事業：8796 万円
○JR小金井駅東西自由通路修繕事業：1 億 9000 万円
○自治医大駅周辺整備事業：5000 万円
(新)ブロック塀等撤去費用補助：200 万円
　危険なブロック塀の除去、改修への支援
(新)空き家対策事業：575 万円
　特定空き家除去補助、建物現況調査補助
(新)公園施設長寿命化対策事業：1740 万円
　遊具等の更新工事(コアラ公園、蔓巻公園)
★広報広聴業務事業：2995 万円
　広報しもつけ、行政カレンダー、コミュニティ FM 番組制作委託
○地域おこし協力隊事業：1339 万円
　協力隊員 2 名による地域橋梁活動や事業の推進
(新)石橋多目的広場整備事業：2789 万円
　旧石橋庁舎跡地を整備、設計・用地買収費

《起債事業》　起債総額：39 億 5730 万円

■合併特例債事業：起債総額 25億8740万円
事業費総額：41 億 6196 万円 （ 21 事業）
主な事業：石橋多目的広場整備、旧国分寺庁舎解体、ふれあい館改修、JR 小金井駅東西自由通路改修、仁良川地区道路整備、石橋中学校大規模改修、しもつけ風土記の丘資料館整備、等

■公共事業等債事業：起債総額 2億1010万円
事業費総額：8 億 2005 万円 （13 事業）
主な事業：自治医大駅周辺整備、市道 2－7 号線・市道 1－5 線他整備、JR 小金井駅東西自由通路修繕、スマート IC 整備、公園長寿命化対策、等

■緊急防災・減災事業債事業：起債額 3370万円
きらら館改修事業費： 1 億 1977 万円

■学校教育施設等整備事業債事業：起債額2億0270万円
石橋中学校大規模改修事業費：15 億 3944 万円

■公共施設等適正管理推進事業債：起債額5億3290万円
義務教育学校整備事業：事業費 6 億 4213 万円

■地域活性化事業債：起債総額 3億9050万円
事業費総額：5 億 3103 万円 （2 事業）
事業内容：コミュニティ FM 整備事業、しもつけ風土記の丘資料館整備事業

《地方創生事業》　総事業費 7884 万円

◇しもつけ・未来・プロモーション事業：1878 万円
ポータルサイトや SNS を活用した情報発信、移住セミナー

◇移住支援事業：500 万円
県と連携し、東京圏から移住し指定された地元中小企業に就職した者に補助金支給(県･県内全市町が実施)

◇定住希望者住宅取得支援事業：600 万円
住宅新築などに補助(子ども加算有り)、希望者に家庭菜園整備補助

◇地域おこし協力隊事業：1339 万円
協力隊員 2 名による地域協力活動や事業の推進

◇市内公共交通運行事業(広域連携バス)：1620 万円
下野市･上三川町･壬生町の拠点を結ぶ東西方向の公共交通軸を形成し、利便向上を図る。

◇東の飛鳥プロジェクト事業：375 万円
本市の歴史的遺産を「東の飛鳥」として全国に発信

◇下野ブランド推進事業：359 万円
地域資源をブランド認定、BRAND フェアー開催

《その他の大型事業・新規事業》

○旧国分寺庁舎周辺整備事業　3 億 1043 万円
旧庁舎周辺施設を解体し、国分寺公民館駐車場を再整備。旧庁舎にアスベスト含有物があったので時間と費用が増大。

○国分寺小学校スクールバス運行事業　1406 万円
学校再編に伴い国分寺西小学校区のスクールバス運行

○南河内第二中学校校庭改修事業　5978 万円
校庭の排水不良改善工事。

○ボルダリング設置工事　2216 万円
国分寺西小体育館にクライミング施設を設置する。

○石橋複合施設整備事業　1600 万円
石橋病院跡地に公民館･児童館の複合施設と民間施設の整備を DB(設計施工一括発注)方式で整備するための準備作業委託

○しもつけ風土記の丘資料館整備事業　4 億 1130 万円
資料館改修実施設計、展示製作、増築工事

○コンプライアンス確立委員会委員報酬　21 万円
H30 年の職員による公金詐取事件を検証するため第三者委員会が設置された。委員会名称をコンプライアンス委員会とし、本年 3 月 28 日に報告書が提出された。31 年度も同じ委員 3 名で継続し、内部統制制度の評価、アクションプラン･行動規範の策定等を提言する。

○工場誘致奨励金　6233 万円
工場の新設･増設、規模拡大を行った企業への奨励金として、固定資産税･都市計画税の相当額を補助する。3 件分

幼児教育無償化は･･31年10月からの、消費税増税分を財源とした幼児教育無償化に関する予算計上は無かった。財源負担割合は国1/2･都道府県1/4･市町村1/4(公立幼稚園は市町村10/10)だが、31年度は臨時交付金により全額国費で対応することになっている。32年度以降は地方交付税に算入(地方負担の全額を基準財政需要額に算入し、地方消費税増収分の全額を基準財政収入額に算入)する。

■下水道事業は公営企業会計に

国からの要請を受けて、H31 年度会計より公共下水道事業と農業集落排水事業を統合して、水道事業会計と同様に公営企業法適用の下水道事業会計とした。

【参考】	公営企業会計	効　果
会計方式	発生主義	減価償却等、現金支出を伴わない費用も把握
記帳方式	複式簿記	歳入歳出情報だけではなくフロー情報(収益、費用)とストック情報(資産、負債)を把握
期間損益計算･費用配分	あり	1 年間の経営成績として赤字か黒字か適切に把握
損益取引と資本取引の区分	収益的収支と資本的収支	期間損益、財政状況の把握につながる
主たる決算書類	貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書	経営成績、財政状況を説明しやすくなる(法適用初年度は前事業年度の予定損益計算書は不要)

(2/14 パシフィック･コンサルタントによる議員研修資料から作成)

《H31年度 下水道事業予定キャッシュフロー計算書》

1.業務活動によるキャッシュフロー　189,545 千円
2 投資活動によるキャッシュフロー　△ 143,662 千円
3.財務活動によるキャッシュフロー　△ 140,217 千円

●上記から、本事業業績は概ね良好。負債を減少させつつ建設改良に係る投資も実施するため、比較的良好な経営状況の予定。

《H31年度 下水道事業予定貸借対照表から》

固定負債合計額	77 億 5318 万円：翌年度以降返済
流動負債(建設改良に充てるための企業債)	6 億 6685 万円：当年度返済予定

★下水道事業経営戦略を策定(2019 ～ 2028 年度)
2025年度までに、○下水道整備全体計画面積の整備完了を目指す。○農業集落排水処理施設のうち、柴南、柴南東部、姿川西部、上台地区について、公共下水道･特環公共下水道に統合する投資を見込む等。(詳細は市 HP 参照を)

■H30年度一般会計補正予算

《第6号》1897万円の減額、予算総額は262億3540万円。

保育園事業は対象者増加のため 1 億 6686 万円を追加し、剰余金の 3 億 4000 万円を公共施設整備基金へ積み立てる。事業費が確定したので減額したもの、予定した事業が完了せずに次年度に繰り越すものが多くあり、結果的に減額となった。

大松山運動公園は一部工事費を H31 年度に繰り越すが、5 月 19 日にオープニング式典とイベントを予定している。

《第7号》4505万円を追加、予算総額は262億8046万円。

国の H30 年度第 2 次補正予算による。

TPP 関連対策として、先進的な農業経営の確立に意欲的な担い手に農業用機械･施設の導入を支援する「担い手確保･経営強化支援事業」が設けられ、審査の結果、本市の 2 地区 9 経営体に予算配分された。

補助率 1/2(国費)、自己資金 1/2
全額を 31 年度に繰り越す。事業着手は 4 月。

■「主要農産物種子法廃止に際し、日本の種子保全の施策を求める意見書(案)」を提出、全会一致で採択

提出者：村尾光子



賛成者：磯辺香代･髙橋由一･中村節子の３議員

【提案理由】　2017 年 4 月、主要農作物種子法廃止法が可決成立し、2018 年 4 月に廃止された。

主要農作物種子法は、1952 年より日本の農業と国民の食生活を支える主要農作物である米、麦、大豆の種子の生産･普及を都道府県に義務づけてきた。各都道府県の農業試験場では、地域に適合する品種の改良に努め、産地の分散化や品種の多様性という食料安全保障上極めて重要な部分を支えてきたが、廃止によりその法的根拠が失われた。

種子法廃止と同時に施行された農業競争力強化支援法第 8 条第 4 号では「種子その他の種苗について、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること」と規定されている。

これらのことから、次のような弊害が起きることが予想される。

1.これまでの種子法に基づいた都道府県の取組が後退する。

2.種子を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に対し特許権を取得された場合、農業者は特許使用料を払わなければ種子が使えなくなる。

3.特許権のある品種の農作物を自己の農地近くにて栽培された場合、花粉の飛来伝播により自然交配し、特許侵害で提訴されるおそれがある。

4.品種の多様性が失われ単一品種になりやすく、また、その結果、天候不順などの同じ原因で被害が大きくなりやすくなる。

以上のことから、国と県に対して下記項目について要望する。

提出先： 衆参両議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業省大臣

1　参議院で付帯決議された、種子の国外流出の防止、種子独占の弊害の防止、及び生産地の生産環境に対応した多様な種子の生産の確保を図ること。

2　日本の種子を保全するための根拠法を早急に整備すること。

提出先： 栃木県知事、栃木県議会議長

1　県農業試験場の業務に滞りが生じないよう十分な予算措置をすること。

2　栃木県の生産環境に対応した多様な種子の生産を確保すること。

3　種子法に代わる県条例を早急に整備すること。

「種子法廃止は、規制改革推進会議農業ワーキンググループで2016年9月から始まった議論でも種子法廃止に関する説明はわずかしかなかったのに、10月の第4回会合で『民間の品種開発意欲を阻害する主要農作物種子法は廃止する』と明記され、その是非の議論は行われていない」、「都道府県が優良品種を安く普及させるために国が予算措置をしてきた根拠法がなくなれば、都道府県による事業継続が困難になっていく懸念がある」、「民間に任せれば、安価に優良種子を開発･普及する機能が失われる分、種子価格は高騰するのが必然である」(以上は鈴木宣弘東大教授のコラムから)。

民間開発の米「みつひかり」は2014年産では38都府県で栽培されたそうだが、その種子価格は公的品種の10倍という。(政府説明会資料、鈴木教授コラムから)

我が国の農業を守り、食糧自給率を上げるべきはずの政府は、もはや農業を切り捨てたといえるのではないか。

種苗法(新しい品種を開発した人がそれを品種登録することで、育成する権利を与える。登録すると、25年間は権利者以外が無断で販売、譲渡、増殖ができない)**も農業者が経営のために増殖させることを認めていた法制定当初からとは方針を変え、自家増殖できない指定植物の数を段階的に増やしている。トマト、ナス、スイカ、メロン、ダイコンなども含まれ、現在357種が自家増殖(採種)禁止。**

食料･農業における「民間活力の活用」は虎視眈々としているグローバル企業の参入を推進するだけで、日本の農業を守るとはとても思えない。国家としての公的責任を果たして欲しい。

■副市長に山中庄一氏の選任同意

(賛成：14 、反対：1 、棄権 1)

2 期目の任期満了となる板橋昭二氏の後任に、昨年総務部長で定年退職し、下野薬師寺歴史資料館長に就いていた山中氏の選任に同意した。任期は 4 年間、2023 年 4 月 1 日まで。

山中氏の前職の職務上の立場を考えると素直に同意できず、村尾は棄権した。

昨年1月、職員による公金詐取事件が発覚した。先月下旬には第三者委員会による検証報告書が提出されているが、結果はどうか、何を指摘されたのか、未だ目にしていない。詐取された公金も僅かしか回収できていない。提案された方は事件を起こした職員の直属部長だったので減給処分も受けた。

一方、任期満了となる副市長は県職員を退職してその任に当たられた。着任早期にはそのやり方への職員からの批判も少なからず、と聞いていたが、自治体財政に明るく新市建設計画の改正(合併特例債を満額活用に)、徹底した情報公開、文書作成の改善等に大きく貢献したと私は評価していた。

今回提案された方は温厚で善良な方だと思っている。だが、こうした背景から判断できなかった。

棄権はよろしくないと常々思っているのに、だった。

■職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

関係法律が改正、施行されるので条例を改正した。

【内容】 正規の勤務時間以外の勤務に関し、必要な事項を規則で定める。

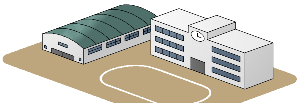
(1)超過勤務命令の上限時間

① ②以外の職員：1 か月について 45 時間以下、1 年について 360 時間以下

②他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員：1 か月について 100 時間未満、2 〜 6 か月平均 80 時間以下、1 年について 720 時間以下

(1 か月について 45 時間を超えて超過勤務を命じることができる月数は、1 年についても 6 か月以内に限る)

(2)、(3)は省略。(H29 年度　残業時間 360 時間超える者 41 人、720 時間を超える者は 1 名。改善はどう図られるか？)



村尾光子の

一般質問



国分寺西小学校跡の利活用策を問う

歴史ある学校ほど地域住民の学校への想いが強く、住民の拠り所となっている。「廃校」は地元住民にとってはさぞ無念なことと思う。学校跡をコミュニティー活動の拠点として活用したいとの地元住民の願いはどう実現されるのか。数年後には南河内地区でも3つの"学校跡"が生じる。利活用策の決め方を質した。

(1) 利活用策決定の手順はどのように進めるのか。地域住民はじめ市民の要望はどう反映されるのか。

【広瀬市長】 国分寺西小は、H25年度から小規模特認校制度により複式学級の解消を目指してきた。しかし、学校適正配置推進協議会にて、小規模特認校を継続しても複式学級解消は困難であると判断され、児童のより良い教育環境を創出するためにH30年度をもって国分寺小学校と統合することとした。

閉校後の学校施設は、H29年に策定した公共施設総合管理計画の用途別基本方針に基づき、防災施設や交流施設等としての利活用を基本に検討する。

庁内組織の公共施設マネジメント推進委員会では、**先ずは公共利用、次に地域利用、最終的に民間利用という段階を踏んで検討**を進めることとした。

公共利用：持続可能な行政運営と公共施設の適正管理の観点から、施設の改修・改築により、老朽化した施設の代替や新たな行政機能を持つ施設としての利活用。
↓
地域利用：小学校という地域のシンボル的な施設を地域コミュニティーの新たな拠点となる交流の場としての利用。
↓
民間利用：公共利用や地域利用のニーズがない場合、地域の賑わいを創出できるよう、民間事業者の提案募集による利活用。

国分寺西小については、H30年3月から**公共利用と地域利用を組み合わせた利活用**を検討してきた。庁内意向調査、各担当課による作業部会、利用団体との調整を行い、本年2月、最終的に公共施設マネジメント推進委員会にて「障がい福祉支援、スポーツ・健康づくり、地域活動支援、子育て支援、地域防災の機能を持ち、さらに、文化財収蔵と行政文書を保存する施設として活用する」とする内容の「国分寺西小学校利活用基本計画(案)」を作成した。 3月7日に国分寺西部地域住民への利活用基本計画(案)の説明会を開催し意見を伺い、必要な修正を行って最終的に決定する。

国分寺西小学校跡は公共利用と地域利用で活用される。公共優先は尤もなことと思う。利活用策検討の手順は明確にされたが、検討の段階として地域利用と民間利用の間には団体・ＮＰＯ等の市民利用があるべきではないか。市民も民間利用に区分けされる？

(2) 教材・備品の利活用についてはどのように考えているか。

【広瀬市長】 統合先の国分寺小学校にて不足する教材や什器に充てる。残った学校備品等は市内の小中学校が必要な場合は優先し、次の段階として、児童館や保育園、公民館、生涯学習情報センター、図書館、体育館等の公共施設にも照会する。最終的に残った備品等は、地域を中心とした自治会やコミュニティー等で活用して頂くことも検討したい。

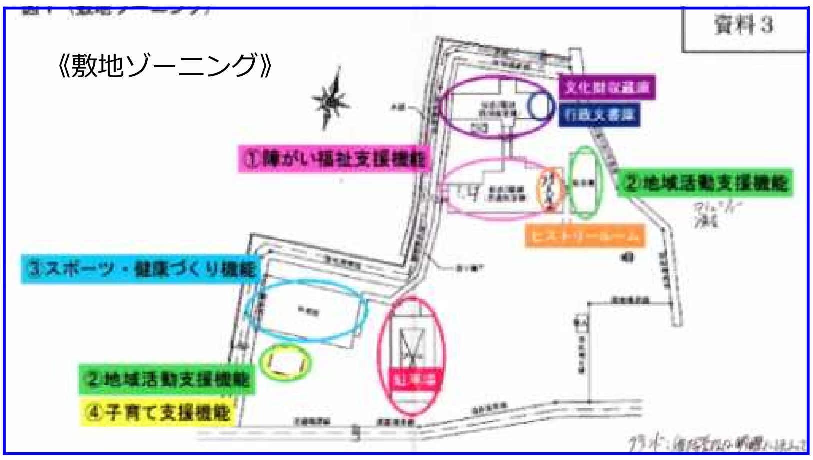
最終的に廃棄するものが最小限となるよう努める。

(3) 施設の維持・管理はどこが担うのか。

【広瀬市長】 本市では、行政財産はその目的により関係所管課が維持管理を行い、普通財産(行政財産以外の財産)については総務人事課が行うこととしている。

国分寺西小については、学校施設としての用途が廃止され新たに利活用されるまでは普通財産として総務人事課が維持管理を行う。学校体育館は、今定例議会で用途を変更し体育施設としてスポーツ振興課が管理する。

改修後は指定管理者制度の導入も検討する。



《国分寺西小学校利活用基本計画(案)》

公共施設マネジメント推進委員会(副市長・関係部次長で構成)で活用策を検討し、計画案を作成。

①障がい福祉支援機能：
就労継続支援B型(市社会福祉協議会事業)

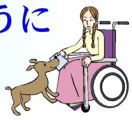
②地域活動支援機能：コミュニティーセンターでの活動を促進

③スポーツ・健康づくり機能：
体育館にスポーツクライミング施設を新設

④子育て支援機能：
児童館・学童保育事業を継続

他にヒストリールーム、文化財収蔵庫、行政文書庫

地域包括ケアシステム構築はどのように進んだのか。今後の取り組み方針は？



地域ケアシステムの全体像からみると、どの部分がどう進んでいるのか概要が分からない。状況を把握するために質した。

(1) 地域包括ケアシステム構築を中核的に担うのはどこか。現在の進捗状況を伺う。また、生活支援コーディネーターが担う役割は何か。

【広瀬市長】 医療介護総合確保推進法(H26 年成立)に基づき、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年までに、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援を一体的に提供できるように地域包括ケアシステムの構築を目指している。これは介護保険者である市町村が、地域の自主性や主体性に基づき地域の特性に応じてつくり上げていくもので、中核的に担うのは下野市高齢福祉課である。

現在、**在宅医療･介護連携推進事業**、**認知症総合支援事業**、**生活支援体制整備事業及び介護予防事業**を実施しており、全体的な調整を担う機関として下野市地域ケア会議を設置している。本市は、2025 年に向けて順調に進んでいる。

《認知症総合支援事業》

○**認知症サポーター養成講座**

○**認知症サポーターステップアップ講座**：受講者は認知症事業のボランティアとして活動

○**オレンジカフェ**：2 か所目の開設準備中
（認知症の方やその家族がほっとできる場）

○**認知症初期集中支援チーム**：地域包括支援センターに設置。サポート医との定期会議により早期対応について連携

《生活支援体制整備事業》

○**生活支援コーディネーター**：積極的に地域活動を行っている一般市民から 6 名を選任。地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング、生活支援の担い手養成、サービス開発、サービス提供者等関係者のネットワーク構築など、助け合い ・支え合い活動の中心になって推進する。

○**協議体**：旧町単位で 3 組織、市全域で 1 組織を設置。地域の課題や必要な資源について話し合う。

《介護予防事業》

○**しもつけ元気はつらつ体操教室**

○**サポーター養成講座**：指導者･支援者の養成

(再質問) 生活支援体制整備事業はH31年度から社会福祉協議会に委託するとのことだが、理由は何か。
また、この委託費1773万円はH30年度当初予算事業費の4倍となっているのはなぜか。

【山中健康福祉部長】 生活支援コーディネーター 6 名はそのまま社協に移る。市内の高齢者サロン事業のとりまとめも委託する。

委託費は生活支援コーディネーターのトップとなる新たなコーディネーター 1 名分の人件費も含めた額である。

H30年度から社協はゆうゆう館の指定管理者、新たな事業の受託余裕がある？委託理由の答弁は無い。新たな生活支援コーディネーターには社協職員を充てるそうだ。

(2) 地域包括ケアシステム構築には医療･介護の連携が不可欠である。どのように連携できているのか。

【広瀬市長】 地域包括ケアシステム構築の一つとして在宅医療･介護連携推進事業が位置付けられており、H29 年度から小山地区医師会下野支部と連携して在宅医療連携拠点整備促進事業を展開している。

協議の場として下野市在宅医療･介護連携推進協議会が設置されており、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院連携室、介護支援専門員、訪問看護ステーション等、地域の医療･介護関係者が情報共有、課題の整理、事業方針の検討をしている。また、ケアマネージャー連絡協議会での研修会、多職種研修会、医師会対象の在宅医療入門塾を開催している。

現在、在宅医療医のチーム対応や緊急時対応、入院を必要とする場合の病床の確保等の課題について、意見交換の場の設置を検討中。



在宅医療を進めるためには市民の意識も重要なので、今後も終活セミナーとしてエンディングノートの周知･啓発を図り、市民講演会を開催して、人生最終段階の選択と意思決定について、市民自らが考える機会を提供していく。

《在宅医療・介護連携推進事業》 厚生労働省

介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等関係者と連携しつつ取り組む。

すべての市区町村は、<u>H30 年 4 月には下記(ア)～(ク)の 8 事業項目すべてを実施</u>。

【事業項目】

①地域の医療介護連携の実態把握、課題の検討、課題に応じた施策立案
(ア)地域の医療･介護の資源の把握
(イ)在宅医療･介護連携の課題の抽出と対応策の検討

②地域の関係者との関係構築・人材育成
(カ)医療･介護関係者の研修

③(ア)、(イ)に基づいた取組の実施
(ウ)切れ目のない在宅医療と在宅介護の連携体制の構築推進
(エ)医療･介護関係者の情報共有の支援
(オ)在宅医療･介護関係者に関する相談支援
(キ)地域住民への普及啓発
地域住民を対象としたシンポジウム等の開催、パンフレット等を活用した在宅医療･介護サービスに関する普及啓発、在宅での看取りについての講演会開催等
(ク)在宅医療･介護連携に関する関係市町村の連携
同一の二次医療圏内にある市町村や隣接する市町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

― 未来投資会議 構造改革徹底推進会合 資料から抜粋―

上記の事業項目すべてを実施したのか、確認できなかった。

(3) 第5期市障がい者福祉計画には「平成32年度までに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域自立支援協議会等の既存の会議の枠組みを活用し、保健・医療・福祉関係者による協議の場設置に努める」とある。
これは、現在進めている地域包括ケアシステム構築の対象者に精神障がい者も含めていくことか。

【広瀬市長】 H29 年、厚生労働省は精神障がい者も地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを明確にした。

この地域包括ケアシステムは、地域生活に関する相談に対応できるよう市町村ごとになり、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて精神医療機関、その他の医療機関、障害福祉事業者などとの連携による支援体制を築いていくとされている。

そのため、第 5 期障がい者福祉計画に反映させ、H32 年度末までを目標に、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に向け準備を進めている。協議の場は市自立支援協議会の枠組みを活用し、その検討結果を踏まえて施策に反映する。

H31 年 4 月から、精神障がい者が抱える複雑多様化した相談にも対応できるよう、市役所 1 階に設置されている障がい者相談支援センターに基幹相談機能を加え、名称を障がい児者相談支援センターに変更して幅広い相談支援体制を整える。

(再質問) 障がい者の地域包括ケアシステム構築には、生活支援コーディネーターも関わるのか。

【山中健康福祉部長】 障がい者の圏域は高齢者と異なる。高齢者の生活圏域は旧町ごとの 3 地区で、それをまとめるのが市である。一方、障がい者の生活圏域は市であり、まとめるのは県南の生活圏となる。H32 年度までに協議の場を設けるので、政策等がでてくるのはほぼその後になる。

（生活支援コーディネーターは関わらないと理解した。）

使い捨てプラスチックの削減を！



プラスチックごみが劣化して砕け、微少な粒子となったマイクロプラスチックは、海洋を汚染し、海の生態系に悪影響を及ぼしている。各国では「脱使い捨てプラスチック」の動きが進んでいる。

我が国では、「政府は2月8日、グリーン購入法の基本方針改定を閣議決定し、使い捨てプラスチックの使用削減に向けて取り組む」と報じられている。本市も本腰を入れて取り組むべきではないか。見解を伺う。
①事業所としての市役所の取組、②市内事業者への働きかけ、③市民への働きかけ、等について対策を講じられたい。

【広瀬市長】 国ではプラスチックごみの削減に向けて「プラスチック資源循環戦略」を策定中であり、2030 年までに使い捨てプラスチックの排出量を 25 ％削減する目標が検討されている。

① 事業所としての市役所の取組

H22 年度より、市グリーン調達推進方針に基づき、環境負荷の低減に資する物品等の優先的な調達に取り組んでいる。グリーン調達は現在、22 分類 275 品目、この中には再生プラスチック利用率の判断基準もあり、間接的にプラスチック新規使用の抑制にもなっている。H29 年度の年間物品調達額 4,945 万円のうち 4,596 万 9 千円で調達率は 93 ％であった。調達率のさらなる向上を目指す。

② 市内事業所への働きかけ

H29 年度、市内のスーパー 6 事業者、県関係機関で構成する下野市レジ袋削減推進協議会を発足させ、市内 6 事業者店舗にてマイバックキャンペーンを実施、マイバック配付とアンケート聞き取り調査を行った。

削減には最も有効と言われているレジ袋の有料化が最大の焦点だが、協議会への参加・不参加も含めて、市内事業者の足並みが揃わず、現在も引き続き調整を図っている。

国では、2020 年以降、レジ袋有料化の義務化を目指していることを踏まえ、協議会に参加していない事業者にも働きかけ、組織を拡大・再編し、レジ袋削減からペットボトル等の資源物回収も含め、ごみの削減に努める。

また、H29 年度に見直した「しもつけ環境配慮（行動）指針」に掲げた事業者に、ごみの発生抑制に関する取組を推奨し、使い捨てプラスチック削減を呼びかけている。

③ 市民への働きかけ

ごみ減量化のため3 R(リデュース・リユース・リサイクル)運動を市民と共に啓発・推進していくことが重要であり、環境フェア・消費者まつり等のイベント、ごみ分別説明会、公民館リクエスト講座にて、ごみの分別、特にプラ容器包装の分別の徹底を啓発している。

また、ポイ捨てや不法投棄を削減するための廃棄物監視員パトロールの強化、看板・監視カメラの設置等や、地域住民、学校、企業、市、県関係機関等と連携して田川、鬼怒川・小貝川、姿川の清掃、草刈り、堀ざらい等の環境美化活動を推進している。

使い捨てプラスチックがもたらす影響についても周知・啓発する。

(再質問) 会議時に提供するペットボトルお茶、イベント時の使い捨て容器についてどう考えるか。天平の芋煮会で導入しているリユース食器を一層拡大できないか。

【上野市民生活部長】 今後、全課を上げて協議・検討する。

～「プラスチック資源循環戦略（案）の概要」から～
重点戦略 基本原則：「３R＋Renewable(再生できる)」

〈リデュース等〉
◆ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」)
◆石油由来プラスチック代替品開発・利用促進

〈リサイクル〉
◆プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル
◆漁具等の陸域回収徹底
◆連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化

◆アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築
◆イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム

〈再生材バイオプラ〉
◆利用ポテンシャル向上(技術革新・インフラ整備支援)
◆需要喚起策(政府率先調達(グリーン購入)、利用インセンティブ措置等)
◆循環利用のための化学物質含有情報の取扱い
◆可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用
◆バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入

【マイルストーン(成果目標)】

〈リデュース〉
① 2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25 %排出抑制

〈リユース・リサイクル〉
② 2025 年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
③ 2030 年までに容器包装の 6 割をリサイクル・リユース
④ 2035 年までに使用済プラスチックを 100 %有効利用

〈再生利用・バイオプラスチック〉
⑤ 2030 年までに再生利用を倍増
⑥ 2030 年までにバイオマスプラスチックを約 200 トン導入

〈海洋プラスチック対策〉
◆ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理
◆マイクロプラスチック流出抑制対策(2020 年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底)
◆海洋漂着物等の回収処理
◆海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化)

海洋プラスチックゼロエミッションへ

― Plastics Smart 「プラスチックを取り巻く国内外の状況」から抜粋 ―

《EU使い捨てプラスチック等に関する規制》

2018 年 10 月、EU 議会は EU 市場全体での使い捨てプラスチック製品を 2021 年から禁止する規制案を可決。

〈背景〉
●海洋廃棄物の 80 %がプラスチック(欧州委員会)
●規制案の対象となるプラスチック製品は、海洋ごみの 70 %以上を占める。

〈規制対象〉
●食器、カトラリー(ナイフやフォーク等)、ストロー、風船の柄、綿棒などの使い捨てプラスチック製品
●酸性型分解性の袋や包装材、発砲ポリスチレン性のファストフード容器

〈規制対象以外のプラスチックに対する方針〉
●加盟国は、リユースやリサイクルの計画に加え、複数回使用できるプラスチック製品の使用を奨励する計画草案を策定する。
●代替品が存在しない品目(例:野菜、サンドウィッチ、アイスクリームなどの食品を販売する際に用いる容器)は、2025 年までに少なくとも 25 %使用量を削減する。
●飲料容器等のその他のプラスチック製品を、2025 年までに 90 %リサイクルする。
●特にプラスチックを含有するたばこを、2025 年までに 50 %、2030 年までに 80 %削減する。
●海洋中に紛失又は放棄された漁具を、少なくとも毎年 50 %回収する。また、これらを 2025 年までに 15 %リサイクルする。
●加盟国は、たばこや漁具の製造業者が、これらの廃棄物を回収・処理する費用を確保する。

日本の取り組みは遅れているのではないか。3月26日、中央環境審議会はパブコメを経て「プラスチック資源循環戦略(案)」を答申した。決定されるのはいつか？

5ミリ以下のプラスチックをマイクロプラスチック、さらに小さい0.5ミリ以下の粒子をマイクロビースいい、製造された時点で5ミリ以下のものは1次マイクロプラスチックに、劣化して小さく破砕したものを2次マイクロプラスチックとに分けている。

軽くて丈夫で安いプラスチック製品は便利さ故に日常生活に欠かせなくなっているが、環境への負荷が高いのも事実だ。意識せず使用して排出している場合もある。

思いがけないものとして歯磨き粉、洗顔料、ボディーソープなどのスクラブ(研磨剤)としてマイクロビーズが添加されている商品もある(2016年、化粧品業界は加盟企業に自主規制を呼びかけた)。マイクロビーズは下水処理場での完全除去は不可能で、やがて海洋に流れ込む。

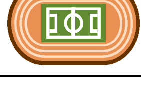
プラスチック塗料、サンドブライト(研磨)の製品や成形品の中間原料となるレジンペレット(樹脂ペレット、大きさ2～6ミリ)等、生活に密着したプラスチック製品は無数にあり、陸域でも紫外線等で劣化し、雨で流され海洋へ行き着く。

深刻な海洋汚染や生態系への影響を少しでも食い止めるために、プラスチック使用は削減し、少なくても使い捨てプラスチックは禁止すべきではないか。

§公認陸上競技場の種別は何が違うの？

「日本陸上競技連盟競技規則」に従い、国内競技会の運営が支障なく行われ、樹立した記録が信頼し得るように公認制度を設け、検定を行い認定している。

公認陸上競技場は、第 1 種～第 4 種があり、種別の違いは、「競技場にて開催できる協議会の種別の標準」により区分される。(項目抜粋して掲載) ※大松山陸上競技場は第 4 種

	第1種	第4種
1周の距離	400m	200m、250m、300m、400m
レーン数	8または9レーン	直線路は6レーン以上、曲走路は4レーン以上
補助競技場	第3種公認陸上競技場	無くても可
収容人員	15,000人以上	相当数
開催できる競技会の種別の標準	日本陸上競技選手権大会、国民体育大会等の全国規模大会及び国際的な競技会	加盟団体の競技会、記録会 

《自主研修》イギリス・スタディーツアー報告(PartⅢ)　(.2018.7.18 ～ 26)

もはや昨年のことになってしまったが、紙幅の関係でかいつまんで、スタディツアー報告の続編(最終回)をお伝えします。EU 離脱問題で揺れているイギリス。でも、学ぶべきところは多々ありました。

■ケアラーズ UK(英国介護者協会)

(政策・広報ディレクターエリザベス・ホルツハウゼンさんの講義)

高齢者と障がい者を無償で介護している人をケアラーと定義している。英国では 650 万人、8 人に 1 人が毎日無償で家族や友人をケアしている。無償のケア労働は経済的に換算すると毎年 132 兆円、医療サービスへの国の支出は 134 兆円であり、この数字は私たちがいかに価値ある労働をしているかを示している。

《ケアラーズUKの歴史》

1960 年代に、年老いた両親のケアをするために仕事を辞めた女性が社会的支援を訴えたことから始まる。多くの女性たちの共感を得て、結束して国会議員に働きかけた。

1965 年　単身女性と扶養家族の全国組織発足
1976 年　単身女性を対象に社会保障でカバー
1985 、86 年　EU の裁判所に提訴、既婚女性にも手当
2000 年　休暇の権利獲得(緊急時に無給の 3 日間休暇)
2006 年　フレキシブルな働き方を求める権利獲得
2014 年　ケアラーズ法制定

ケアラーズ法は高齢者も障害者も平等に扱い、世界で最も優れた法律の一つと言われている。しかし、政府は予算を削減し、無償のケアラーが増えている。

《現在取り組んでいるキャンペーン》

1.ケアラーの手当は週 64 ポンド、同様の職種と比べて最低なので、公平な手当を。
2.昨年、ケアラーの 40 %は 1 日も休みがなかった。ケアラーに休息を。
3.従業員に年間 5 ～ 10 日間の有給介護休暇を与えるよう法改正を。
4.働いている人 3 人が 1 人の高齢者を支えている。ケアに要する費用が増えることが、ケアを担うために仕事を辞め貧困に陥る。経済的に考えるとケアラーへの支援が大事だ。
5.NHS(National Health Service:国民保健サービス)は健康を害したケアラーを認知すべきだ。

> NHS :イギリスの国営医療サービス事業のこと。歯科を除き基本的に無料。患者の医療ニーズに対して公平なサービスを提供することを目的に 1948 年に設立された。国家予算の 25.2 %が投じられている。

《その他の活動》

会員 3 万人、ケアラーを支援する 120 社以上の事業所とも一緒に活動している。法律や制度についての情報提供、電話・対面での相談、e―ラーニング、自治体関係者との交流など

> イギリスは50年以上も前から、高齢者などを無償で介護する人のサポートに取り組んで来た。ケアラーズ法では、介護する人にも要介護者と同等の権利を保障し、すべての介護者にアセスメントを受け必要な援助を受ける権利を与えている。ここに至るまでには、多くの女性たちの運動、特に政党や国会議員への働きかけがあった。声を上げ、行動しなければ何も変わらないということだろう。各地に非営利団体や地方自治体が運営するケアラーズセンターがあり、相談、交流やスキルアップができる。

■政府横断の孤独担当チーム

政府の孤独対策は 2018 年 1 月、テリーザ・メイ首相が孤独問題についての政府計画を発表し、トレーシー・クラウチ文化・メディア・スポーツ担当政務次官を孤独担当大臣に任命したことから取り組みが始まった。政府横断孤独担当チームの一員、ローナ・デミングさんからお話しを伺った。

EU 離脱を問う国民投票直前の 2016 年 6 月、孤独問題に取り組んでいたジョー・コックス下院議員が殺害された。彼女の功績を讃え引き継ぐ形で、孤独対策に国家的に取り組むこととし、大臣の下に政府横断孤独担当チームが組織された。

「孤独戦略」は 11 省庁が横断的に協力してつくる戦略で、大臣グループ会議、局長グループ会議で議論している。孤独チームのメンバーは各省から集まった 9 ～ 11 人で、それぞれの省での取組成果をこのチームの課題に取り入れることができる。

《具体的な孤独問題対策》

政府が問題としているのは長期にわたる病気などによる孤独であり、現在以下の 3 点に取り組んでいる。

①政府横断により孤独問題を調査して出版する。そのために自治体、公共サービス機関、ボランティアとコミュニティセクター、事業者などど協力して、孤独問題への取組実態を明らかにする。
②孤独のエビデンス(証拠、治療方法)を積み上げ、孤独の原因やどんな人が孤独になるリスクが高いのかを明らかにする。
③孤独解決策を探るための目標を掲げた活動計画書を提出した団体に対して、書類審査の上、用意した 2,000 万ポンド(約 29 億円)から活動資金を提供し、情報収集する。

これらを通して、孤独の解決策を探る情報を得たい。

孤独は差別せずどの人にも起こり得る。戦略の目標としているのは特に貧しい人々、健康状態が悪い人、独居高齢者、ケアラー、若者、無職の人たちで、これらのグループに着目したい。

実践している団体には、具体的にその内容を報告してもらい、その成果を学び、孤独問題の及ぼす影響を明らかにしていきたい。人々が阻害される要因は様々であるが、孤独は誰の問題でもあることを強調しておく。

> イギリス赤十字と生協の調査では人口 6630 万人のうち約 900 万人が孤独を抱えているとのこと。亡くなったジョー・コックス議員は「孤独という隠れた流行病」キャンペーンに取り組んでいた。「ジョー・コックス・ロンリネスプロジェクト」がまとめたところでは、絆のないコミュニティは年 320 億ポンド(約 4 兆 9200 億円)の負担をイギリス経済に強いる恐れがあるそうだ。
> 我が国では「自殺対策基本計画」策定に取り組んでいるが、自殺に至る背景には孤独・孤立問題があるに違いない。人や社会とのつながりがいかに大事か、改めて感じた。

この他、長年、女性の性暴力被害者支援に取り組んでいるソレイス・ウィメンズ・エイド(Solace Women's Aid)の説明、自治体国際化協会ロンドン事務所の黒野嘉之所長のブリーフィングも受けましたが、報告は割愛します。実り多い研修でした。

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

12/18 ～ 1/8　村尾市議会報告 No53 編集･印刷作業

【1月】

8　市長とのランチトーク(下野市自然に親しむ会)
10　**賀詞交換会**
12　市川房枝記念会連続講座「なぜ、菅官房長官の会見に臨むのか～安倍政権とメディア～」望月衣塑子氏(東京)
13　**成人式**(南河内公民館)／水道水を考える市民ネット
14　**天平マラソン大会開会式**
17　教育委員会傍聴
19　地蔵山整備(自然に親しむ会)
20　九条の会
21　生活学校やよい会
25 ～ 26 市川房枝記念会政治参画フォーラム「自治体財政の課題」谷　隆徳氏／「公務員の働き方改革が公共を掘り崩す」竹信三恵子氏／「いま、人権と平和の視点から憲法を読み直す」辻村みよ子氏／「消費税･森林環境税/幼児教育無償化と自治体負担はどうなるか～ 2019 年の地方財政」菅原敏夫氏(東京)
26 ～ 27 全国自治体議員行財政研究会「2019 年地方財政計画」菅原敏夫氏(東京)
28　**経済建設常任委員会正副委員長･執行部打合せ**
29 ～ 30　**議会運営委員会視察研修**(広島県坂町「多目的ホール」/呉市「観光賑わい創出」)
31　行政改革推進委員会傍聴

【2月・3月】

2　村尾議会報告と意見交換会
3　映画「コスタリカの奇跡」鑑賞(栃木九条の会)／とちぎ自治フォーラム「安倍政権の『自治体戦略 2040 構想』とこれからの地方自治を考える」(宇都宮市)
4　**議会研修会「下水道事業における地方公営企業会計移行」／議員全員協議会／議会活性化特別委員会**／下野市民派クラブ連絡会
5　**議会視察「農研機構食と農の科学館･農業生物資源ジーン・バンク」**(つくば市)
7　**経済建設常任委員会　坪山工業団地会との懇談会「障がい者雇用の現状と課題について」**
9　**総合防災訓練／グリム絵画展･童話賞贈呈式**
10　しもつけ環境フェアー講演会「地球温暖化の現状と課題」髙橋若菜氏
11　在宅ケアネットワーク・シンポジウム(自治医大)
13　財政研究会「2019 年度予算」澤井　勝氏(東京)
14　**議会運営委員会／議員全員協議会／会派代表者会議**／執行部のヒアリング（一般質問について）
15　**都市計画審議会**
16　水道水を考える市民ネット
17　種子法に代わる県条例制定を求めるシンポジウム基調講演山田正彦氏(宇都宮市)
18　会派下野市民派クラブ会合
19　石橋駅周辺公共用地利活用検討市民懇談会傍聴
20　吉田地区地域推進協議会主催「大田原グリーンツーリズム視察」参加(大田原市)
23　「防災･減災を考える」基調講演　東国原英夫氏(栃木市)
21 ～ 3/14　**市議会第1回定例会**
　21、22、25、26、27 日　**本会議**
　21 日　**正副議長正副委員長会議**(意見交換会の検討)
　26 日　**村尾一般質問**
　27 日　**村尾総括質疑**
　28･1 日　**経済建設常任委員会**
　4･5 日　総務常任委員会傍聴
　5 日　**経済建設常任委員会委員長報告まとめ**
　6･7 日　教育福祉常任委員会傍聴
　11 日　**経済建設常任委員会委員長報告打合せ**
　12 日　**議会運営委員会／議員全員協議会／議会活性化特別委員会**
　13 日　**経済建設常任委員会／議会運営委員会**
2　ホタル公園整備(自然に親しむ会)
9　**南河内第二中学校卒業式参列**
10　**国分寺西小学校閉校式参列**
16　水道水を考える市民ネット
18　下野つばさの会会合／**都市計画審議会**
19　**祇園小学校卒業式参列**
21　図書館問題研究会栃木支部研修会･講座「絵本作家しまだともみの絵本と栃木」(宇都宮市中央図書館)
22　**正副議長正副委員長会議**(意見交換会資料確認)
23　「東の飛鳥」ブランド制定記念式典
24　**市議会主催議会報告と意見交換会**／九条の会
25　やよい会まちづくりリクエスト講座「ごみ問題を考えよう(環境課)」
28　総合政策部課長と面談「水道水問題について県との協議結果の報告」(水道水を考える市民ネット)
30　市川房枝記念会特別講座「アベノミクスはいかに危険か」金子　勝氏(東京)

3/11 ～ 3/18　議会報告･意見交換会時常任委員会資料作成
3/19 ～ 20　議会だより第 52 号原稿執筆
3/20 ～ 4/9　村尾市議会報告 No54 編集･印刷作業

■物理的にできそうもないのにやろうとするなんて、私は欲張りなんだなって思う。この報告書を早く仕上げなければと思いつつ、さっさと書けないくせに、3日も留守にしてしまった。1日は娘の所属するオーケストラコンサートで袖ケ浦市へ。遠かったけど、楽しんだ一日だった。



《お詫びと訂正》

前号 No53 に誤りがありましたので、訂正します。

① P2 右列　公民館の使用料改定
誤「市民課窓口を南河内図書館から南河内図書館へ」
正「市民課窓口を南河内図書館から南河内公民館へ」

② P5 右列　4 行目
誤【超総合政策部長】　正【長総合政策部長】

他にも数カ所誤植がありました。ごめんなさい。

映画「未来を花束にして」鑑賞と茶話会

イギリスの女性参政権運動にまつわるお話しです。

とき：5月12日(日)　13:30～16:30
ところ：生涯学習情報センター　研修室
参加費：無料、どなたでも参加できます

《下野つばさの会　問合せ先：加藤　090-6144-3467》